

科学技術政策担当大臣等政務三役と総合科学技術会議有識者議員との会合 議事概要

- 日 時 平成 24 年 5 月 10 日（木）10:00～12:28
- 場 所 合同庁舎 4 号館第 3 特別会議室
- 出席者 園田大臣政務官、相澤議員、奥村議員、今榮議員、白石議員、青木議員、中鉢議員、平野議員、倉持統括官事務代理、中野審議官、吉川審議官、大石審議官

○ 議事概要

議題 1. 国家戦略の視点から見た科学技術イノベーションを支える人材育成

- 相澤議員 それでは、第 1 の議題であります、国家戦略の視点から見た科学技術イノベーションを支える人材育成であります。前回この会合で議論をいただきました。その後、いろいろとご意見をいただきながら、最終的な提言ができるような形にまとめていこうという形で進めているところであります。ただ、大変数多くのご意見をいただき、それから諸般の事情もありまして、今日、ご提示しているのは検討段階で各議員に開示した比較的長文のものから圧縮してポイントを明確にしたというようなバージョンであります。ただこれも今日これからご議論いただいて、最終的にこういう形がよろしいかどうかも含めてご検討をいただきたいと思います。

<内閣府 吉川審議官から説明>

- 中鉢議員 問題の所在として、日本のイノベーションを担う人材が国際競争力を失っているということが現象としてあって、その解決に向けて人材育成の面から取り組んでいくということですが、人材育成というものが、ある教育システムの中の一部の問題であるという関係で見ると、国家戦略としての目標として、どこに手をつけるのかがよく見えない印象です。つまり教育システムの抜本的な改革を一旦棚上げにしてというか、大きな変革なくして結果としての人材を早期に育成しようではないかという、いじわるな見方をするとそのように見えます。国家戦略レベルでの問題としたら、それでいいのかというところが別のイシューとして存在しているのではないかと。長年にわたっての日本の教育システムに対する批判の一つは、これでいいのかというところ、大学が多すぎるのではないかとか、大学の再編の問題、統合の問題等々もありますが、このことについて一切触れていないことが本当にいいのかなと思います。奥村議員の出されたこの人材育成改革の検討課題の例を参考にさせていただきますと、分野別質保証は、国家戦略というレイヤーでの話ではなく、文部科学省あるいは各国立大学法人が取り組むべきものであって、国家戦略会議的にはもっと大きな括りでの目標をやるのかやらないのかということをはっきりさせないと、小手先の対応に終わってしまうのではないかと印象を受けるわけです。

- 奥村議員 今のご発言と関係するのですがけれども、やはりご指摘のとおりだと思います。特に高等教育、大学院を中心とする高等教育について議論しようという目的がやはりハイヤーエデュケーションを終えた人たちが将来の国を引っ張っていく、あるいは世界に大いに活躍して、日本という国家の繁栄の牽引役を担っていくのだということを前提、それを一応のターゲットにして今足元の教育システムを見ると心もとないのではないかとということが問題意識だと思いますので、今の中鉢議員のご指摘はもっともなので、そういう意味の、なぜ大学院、高等教育というところに集中的に今回議論を進めようとしているのかということの前文が必要かなと私も思います。

○相澤議員 ということは、この問題の所在の、大学院のということでいきなり始まっているけれども、その前に、今の位置づけの表現を入れるということでしょうか。

○平野議員 私も同感です。いきなり大学院というのが出てくるのは非常に不自然で、やはり人材育成ですから、国家戦略と見たときには、やはり全体の中で、全体をいろいろ問題があって解決、今回は例えば科学技術イノベーションということに焦点を当てたらこれだとか、そういうのがいるのではないかと思います。そうしないと、ここだけ取るとなんか視野が狭いです。

○相澤議員 ご指摘承りました。

○奥村議員 冒頭の相澤議員のご指摘の3本の柱で、私は基本的に三つだろうと思います。ただ、少し表現は工夫したほうが良いと思います。一つは、(1)というのは、これは主に日本人を中心とする大学生、あるいは大学院生の問題に対処しようとしている話で、2番目はどちらかと言いますと、世界から有意な研究人材を吸収するという一言がございますけれども、日本に研究開発の世界的な研究開発の拠点をつくろうということで日本の研究のポジションを上げようということが政策の狙いなのです。これは国家戦略会議における総理のご指示もそのように私は書かれているように理解しております。したがって、ここの(2)はそこで働く人は必ずしも日本人である必然性というのは出てこないです。ですから、1と2の構成する人たちの対象がやや曖昧になっているので、2番目はもう少し明確にいわゆる国際的な研究拠点をつくるということを前面に出すほうが良いのかなと思います。

それから、もう一つ、3番目なのですが、これが大学のマネジメントかどうか、ここが少し後で具体例が出てくるのですけれども、国立大学法人法、学校教育法と既存の法律の外の話をやろうとされているのか。過去に例を見ないという、マネジメントの問題で過去に例を見ないという言い方というのは、非常に理解しにくい表現になってしまっていて、法律の範囲なのだけれども特例的にどこかでやろうという話なのか、やはり今の制度なり法律なりを一部改正することまで踏み込もうとしたことをやろうとされているのか。過去に例を見ないという表現に唐突感があるという感じを持ちます。ですから、表現は工夫したほうが良いと思いますけれども、この三つを立てるとということ自体は、私はよろしいのではないかと思います。

○今榮議員 私は第1点、(1)のところについてですが、質保証システムが前面に出ているのですが、このタイトルというのは文部科学省でこれまでも検討されていることなのですが、私はやはり質保証は大事なのですが、要するにその後のキャリアパスのところは今滞っているということですので、もちろん次のページの取組のところに入っているのですが、やはりキャリアパスを明確につくることが一つ大きな重要な人材問題だと思っております。

○相澤議員 キャリアパスをつくるということは、国家戦略として具体的に何を意味するかということをもう少し説明していただけますか。

○今榮議員 それは先ほど奥村議員も言われたように、やはり教育システムとして、それから大学と企業との間のコミュニケーションをもう少しやるということで、その点で、要するに彼らにとって道が開けるような政策が欲しいということです。わかりにくいでしょうか。

○相澤議員 それは何を具体的にしたらいいのかということに通じるところが少しわかりにくいので

ではないかと思うのですが。

○今榮議員 現状ですと、いい人材を育ててほしいという話とそれから大学側もいい人材を育てたいというところがあるのですけれども、現実にはそのところでキャリアパスを考えたときに、彼らが自分は企業に行きたいと言っても企業のほうが受け入れないというときに、やはりそのあたりの政策をどういうふうにするのか。要するに企業側と大学側がもう少しコミュニケーションがあって、そういう場をどんどんつくって、双方がどういう学生を育てたいのか、実際にそういう学生を受け入れるのかというところの橋渡しが今はまだないと、その橋渡しを構築するのを政策的に、私も含めて現在の時点でどういうふうなというのはわからないのですけれども、それが無い限りは学生がいつまでたっても、キャリアパスに乗ろうとしないということになると思うのですね。少し難しいでしょうか。また後で整理して申し上げます。

○奥村議員 キャリアパスというのは、ご指摘のとおりだと思うのですけれども、少し危惧していますのは、このキャリアパスの整備といったときに、ある学生さんから聞いているのですけれども、誰か第三者が準備してくれるような、学生は受け身の印象を持たれるのです。これは極めて危険なことで、あくまでも自分の進路は自分で開拓するという原則を明確にしないと、政府が進路を開いてくれるような準備、こういう誤解を与えている一面があるということを知りまして、これは違う言葉を選ぶなりして使わないといけません。

ちなみに、今、今榮先生のお話を伺っていて一つ思い出したのですが、イギリスのドクターにはクオリフィケーションの定義が書いてあります。その中に、ドクターホルダーズはエンプロイメントに必要なタレントを持つというふうに定義されているのです。ですから、やはりこれは自らがどこかに就職できるような能力を大学院にいる間に持つということ、ドクターに行っている人にあらかじめ知らせているわけです。むしろ私はこういうことのほうが自覚を促す意味でいい方向ではないかと思えます。

○中鉢議員 先ほどの議論に少し戻りたいのですが、三つの柱として、質保証のシステムと研究大学、それからマネジメントの改革がございます。1番目の質保証というのは、あらゆる国立大学法人を対象にするのですかと。それから、2番目の研究大学というのは、恐らく二つ以上の複数の大学をつくる、これはわかります。全部ではないよと。それから、マネジメント改革、過去の例にとられない権限と責任を明確にするこの改革は、この研究大学に特定するのか、あるいは、全国立大学法人に適用するのか、これはいかがなものございましょうか。

○相澤議員 これは私がお答えするのかどうかあれですけれども、ここの位置づけとしては、まず質保証というのは、今の日本における高等教育の質保証と申しますのは、機関別の質保証ということがありまして、これは全大学、これは国公立を問わず、ある大学基準というものを設定して、それを超えるところを保証するという考え方でありまして。ただ、それはその標準、基準というのは、ある意味ではここで言っている国際標準には達してないという、そういうレベルです。それが問題なのだというのが、この指摘です。ですから、そういうような均一にやるということではなく、かなり高い国際標準というところに設定して、世界で活躍できる学生を品質保証ですということになりますので、全大学を対象にはするかもしれないけれども、その国際標準に達しているようなところをどんどん強化するという、そういう考え方というふうに。

○中鉢議員 今の相澤先生のお話ですと質保証システムは今あるということですね。あるものを高く

するという場合、質保証システムを制度化するという表現はおかしいですね。国際的競争力あるシステムに変えると、明確に言ったほうが良いと思います。

○相澤議員 これは表現をそういうふうな形で修正させていただきます。

○中鉢議員 二つ目は問題ございません、研究大学は。三つ目ですね。

○相澤議員 三つ目は、これも意図としては、全大学を対象に、そういうことをしなければならないだろうという意識ではあるけれども、そうは言ってもまたこれも均一にやるだけでは実効的ではないというので、こういうようなことを後ろのほうに多少具体的なところが出ていたと思うのですが、こういうようなところを一律に何でもやるというよりは、そこを強力にやろうとするところを後押しするような形で以前の文案では、特区という表現があったかと思います。つまりそういうようなところで、特別にそういうことを強化してやるというところをむしろモデル化して進めるということも含んでいるというふうに、という理解です。

○中鉢議員 トップランナーというか、特区で、試み的にやってみると。そうすると約 800 ある大学ではなく、10 の研究大学を対象にするということですね、特区でやるということは。

○相澤議員 かなりそういう線が強いのでは。

○中鉢議員 言い方は悪いかもしれませんが、対象とならない大学が現行のマネジメントのままでやっていくということでもいいのかどうかということも確認しておくべきだと思います。対象を絞るのであれば、その後の工程表、こういう試みをやって、評価をいつの時点でやって、恒久的な制度化をこう導入するというものを用意する必要があると思います。何か一つ、二つやってみるということだけであれば、今でも一部には評判のいい大学があって、そこでは既にある試みがなされているわけです。そういうことはあるわけですから、今なお段階を追ってやっていくということの慎重さが私には理解できない部分です。

○相澤議員 その辺は大変総合科学技術会議としての提言でありますので、なかなか全体についての配慮ということと、それからここで言っている主たる提言のポイントが大学院であり、そして研究大学ということを出し、ということですから、おのずとその流れの中での強調になるかと思います。ただ、あまりにもそれだけに特化していくというのは非常に危険性もありますので、そういう意味で、多少曖昧としたところになっているのですが、この点はあまりかえって何でもどこにも通じるようなところということをやると、本来ここでいろいろと議論が出てきたところを解決するにはどうしたらいいかということに直接届かないという、こういうところもあると思います。

○平野議員 やはり先ほどから聞いておりましたが、大学という言葉の中にいろいろな意味があって、あるときは研究大学を指しているようなことがわかるけれども、あるときには大学全体のことかなと思うイメージが出てくるわけです。前回も私は言いましたけれども、やはり最初に大学という機能分化ということをきっちり最初に言うておいて、その上でやはり機能分化したときに、仮に大学が研究型、教養型と分けたときに、その大学の類型によってやはりおのずといろいろなことが変わってくると思います。立場が。それがはっきりしてないから少しときどきおかしくなるのではないかと思うのですけれども。それは前書きとしてでも、少しメモにも入れておきましたけれども、そ

ういうことをきっちり書いた上で、そういう理解のもとで、今回は主として研究大学に焦点を当てるのか、今ご指摘があったように質保証、マネジメントする、それぞれ少し、マネジメントに関してはひょっとしたら研究大学だけでほかのことというニュアンスも出てくるし、その辺やはりはっきりしないと誤解を生じるのではないのでしょうか。

○奥村議員 2番目の問題について、リサーチ大学ですけれども、表現を直したほうがいいかなという提案ですけれども、私の手元に文科省のデータがございまして、これは極めておもしろいと思っています。世界でトップ1%の論文をお書きになられた日本人の研究者がどこで働いているかと。国内で働いているのか、海外で働いているのかという著者名から調べているわけですが、日本の分野別で弱いと言われている計算機科学、環境地球科学、臨床医学、生物学、こういうところほど日本人が海外で働いておられて、1%の著者に入っているという事実があります。これは、私は象徴的だと思っております、既存の大学の仕組みにそういう人たちが日本にいらなくなってしまった理由というのが、個別にはいろいろあるかもしれませんが、やはりある構造的な問題を抱えているのではないかと私は推測しております。

ぜひこういう方々のご意見も入れて、リサーチ大学なるものを構築していかないといけないだろうと思います。したがって、そういう課題認識に基づいて(2)の表現を研究領域のコアを強化することにより、特徴のある研究大学へ再編する。つまりまた別途つくるのではなくて、既存の大学で特定の分野、特定の領域を強くするような特徴のある大学へ再編する。結果、その大学を研究大学と言う、というようにされたほうが誤解はないのではないかと。恐らく皆さん方の趣旨もそういうことだろうと思うのです。原案のように書きますと、また何か別途新たにつくるようなイメージになりますので、そうではないということをやより明確にしたほうがいいのではないかと思います。

前にも少しここでご紹介したのですけれども、イギリスでは各学科単位で研究能力、教育能力を評価して公表していますが、ケンブリッジ、オックスフォードはどの学科でもイギリスで1番かと言うと決してそのようなことないわけです。非常に強い分野もあるし、弱い分野もある。それでいいわけです。いや、それでいいというのは変ですけども。そういう特徴のある研究大学を幾つかつくっていく、そういう意味で表現の再検討をお願いしたい。

○相澤議員 ご指摘のとおりでありまして、ここにある程度の内容を記載しているのは研究領域ということで、それをコアにしてと、おっしゃるとおり特徴なのです。日本のそれぞれの大学全体がどこでも世界トップになるということを目指すよりは、それぞれの強い領域がある。それをさらにトップのところ引き上げる。そういうことによる研究大学という位置づけなので今ご指摘のとおりだと思います。表現を検討したいと思います。

○中鉢議員 適切でないかもしれないことを覚悟して発言させていただきます。エレクトロニクスメーカーに籍を置いて働いてきた者としての限られた情報に基づくアナロジーでものを言いますと、例えば携帯音楽プレーヤーをつくるにしても、まず品質保証のレベルというのがしっかりしていなければなりません。これは世界的なものです。製品の品質保証もせずに、どんどん製品を作ると、売れない在庫になるわけです。自社だけで任意に決めた品質レベルは全く意味をなしません。競争品質ですから。あくまでも競争ですので、他社の品質を上回るものでなければなりません。グローバルなものでなければ、直ちにスペックを変えなければなりません。

それから、良品をつくる工場になっているかどうか重要です。整然と良品がつくられる、品質が保証されたものができるかどうか、それからどういう人たちがスタッフとしてやっているか。これらは全てオーディットの対象です。改めて3つの柱を見ますと、1番目は全大学です。多く広く

品質保証をやりますと。大学を工場に見立ててはいけないのかもしれませんが、その中には優れた研究大学もあると。それから、マネジメントはゆっくり一部のところだけですと。このような対応で日本の研究システムがオーディットされたときに勝てますかと。貧困な類推力でもってしても、この危機感がわかります。問題の所在をもう少し真剣に分析すべきだと思います。

○相澤議員 この3本柱は、こういう3本柱をやることによって、今、中鉢議員が言われた三つが揃ったところで世界のトップを走る大学をつくりたいというのが趣旨なのですが、表現はこういう形で書かざるを得ませんし、こういうふうに分けたほうが明確な位置づけができるだろうと。ただ、心はやはりこれ全体が統合的に進むという、そういう意図ではあります。

○青木議員 先ほどから大学の階層化の一部であるとか、そういうご指摘が出ているのですけれども、確かにもう少し大きな目で見ると、学部生のグローバル化と研究者のグローバル化、あらゆる面でグローバル化しているのにまだ人材育成がついていないということで、その認識というのは共通だと思うのですね。それもここにちゃんと書いてあると思うのですが、先日、配られた紙にはこのようなプリアンブルがあって、まず次の2、3年、次の5年はこういうことをやりますということが書いてあったので、何かそれと同じような文章をもう一回入れていただくと、まずこの3本柱をやりますというのがはっきりするのではないかと思います。

○奥村議員 今のお話とも連関すると思いますが、やはりこの原案の2番が中心の議論ですが、スキップされた1番の問題の所在のところの最後の行で、全体を俯瞰した上で云々ありまして、取組を整理し、工程表を作成した上で国全体として改革を推進すべきと。やはり時間軸をきちんと入れるということが重要ではないかと思いますので、今申し上げたような1文を入れたらいかがでしょうか。

○相澤議員 ありがとうございます。それではこの3本柱で進むということは基本にご認識をいただきましたので、先ほど来いただいております修正を施した上で、これをもう一度整備したいと思います。

その次に、3番にあります、以上の目標の達成に向けて重点的な取組としてはどういうことがあるかという具体的なところに進みます。ここは、教育と研究とマネジメントということで、先ほどの国家戦略としての目標のそれぞれの項目に対応した形で取組が書かれています。ここにはいろいろご意見いただいている内容ができるだけ取り込まれるような形で反映しているのですが、このところにはいろいろと大小、あるいは重点度の大小というか、そういうもののばらつきがあることはあるのですが、これは目標設定のために具体的なイメージがわからないといけませんので、そういうような意味での取組例というようなところにもなるかと思います。ここについて、ご意見をいただければと思います。

○中鉢議員 (1)の教育に関する取組のところと言うと、文科省で分野別品質保証制度の検討がなされているという現在進行形であるならば、大事なことはいつ終わるのかということだけの話なのか、加速するのか、あるいは、やりかたを変えるのか。さきほどのご説明では今ある品質保証制度を国際的に競争力のあるものに変えるということで、「制度化」の問題じゃないですよ。我々がこのペーパーで言わんとしていることと今進められていることが整合するのかどうか。

それから、留学生30万人計画等が書かれています。これも既に着手されている話です。要するに、こういう個別の施策は過去にも打ち出されています。問題は、これらの刈り取りが見えないこ

とです。もちろん、その間に震災などいろいろな問題がございましたが、いろいろなことがあって、その都度工程表を変えたにしても、取り立てて新しいことはございません。教育に関する取組で最大の問題は、このことがいつまでにどうするということがはっきりしてないことにあるのではないかと思います。ここに対するコミットメントをきちんと書き込むということが大事なのではないかなと思います。30万人計画というのは何年か前の話ではないでしょうか。

○相澤議員 第1の質保証ですけれども、先ほど私が制度としてはあると申しましたのは、機関別認証評価という形で、認証評価であって、それは大学を設置するときに、適格な基準になっているかどうかという意味で、800大学全部に対してのものです。それは必ずしも質保証になってないだろうと。それから、今、文科省で検討している分野別質保証の制度というのがこれがどこまで国際標準ということを視野に入れているかということは、まだわかりにくいというところもあるのです。ですから、これをそういう形で国際標準のものにするということを今回のところの提言で強く指摘するというのは重要なことではなかろうかと思えます。ですから、これはもう制度があっただ単に改良すればいいという問題はなくて、先ほどの機関別認証評価は違う観点のもので、ここで言っている質保証と少し違うかと思えます。

○中鉢議員 非常に細かい話になりますけれども、私自身は当時の鳩山総理が提案されたキャンパス・アジア構想のメンバーの一人になっています。日中韓の関係大学が質の保証システムを構築しながら連携を推進していこうという取組です。ということは、今は、質の保証という観点からの制度がないものだと思っていました。政府が主導する教育改革の中で、キャンパス・アジア構想との整合性はどうなったのだろうか。また別個に質保証の問題が出たり、研究大学が出てきたりということで、一度整理をすべきだと思います。質保証については以前から問題にされていたように思います。今回、何をいつまでにどうするのかということをはっきりさせないとまた同じことが繰り返されると思えます。

○相澤議員 おっしゃるとおりだと思います。そういう点を明確にするべきだと思います。それから、留学生30万人計画はおっしゃるとおりこれはかなり前から進んでいるので、ここで挙げるとしたらどうするのかということも明確にしないと、ただ挙げるだけでは今回の提言の中核にはならないと思います。

○奥村議員 教育の取組に関して、最初の段落ですか、質保証を実効あるものにするということが書かれているのですが、どうやって実効あらしめるのかということが今の中鉢議員のご発言とも関係しているかもしれません。これが大事なので、私は例の別添表の中にも少し一部入れているのですが、やはり社会が大学、大学院の教育なりを評価するという役割を入れるべきだということ、社会から見えるようにするということが大事なのではないかということはこの中の表現に入れたい。ご案内のように最近はそのそれぞれの研究分野ではいわゆる専門家がサイテーションと言いますか、注目すべき論文が出ると多くの研究者が重要な論文だという、これは唯一の指標にはならないかもしれませんがけれども、重要な指標になっている。それと同じように、やはり教育の成果というのは、大学が評価するのではなくて、それを習得したはずの成果を担った人材が社会に出ていくときに、社会がどう評価するのかという視点が重要だろうと思えますので、その視点をこの中に入れたいと思えます。

学位認定の質保証、実効あるという文章の間に、質保証を社会の評価を含めて実効あるものにするとか何かそういう表現のものにするとか、そういう表現の工夫をしたほうがいいのではないかと

思います。

○平野議員 この質保証とか評価というのは、議論を重ねていくと完璧指向に、言ってしまえばがんじがらめになっていくわけです。私はもちろん評価とか、質保証というのは非常に重要だと思いますけれども、その評価をどうするかというときに、これは社会が本当に評価するのだと。やはりそれぞれの大学がどういう人材を世の中に輩出していったかというのは長い時間の中で明らかで、それはもう絶対的な評価なのです。社会がそれを評価している。だから、それぞれの大学がそれぞれの機関から出た人がどういうところで活躍しているのか。それが本当の評価であって、あまりにも近視眼的な評価システムとかそういうのがんじがらめに入れていきますと、そこだけ見たら理想的かもしれませんが、非常に柔軟性のないものになっていって、それ自体が逆にこういう教育システムのある意味ではブレーキになることもあるということをし少し慎重に考える必要があると思います。

○奥村議員 今の平野先生のご指摘は私も全く同感でして、特に教育に関する質保証と書いていますのは、前にも少し申し上げましたように、もっとはっきり言うと、ミニマム保証のことを言っているのです。より上位に関して、外部からの管理をきつくしようという発想はないわけです。大事なことはミニマム保証で、これは先ほど中鉢議員もおっしゃっていましたように、どんな企業であれ、どんな団体であれ、その団体の業務のミニマムの品質というのを認めた上で世の中に出しているわけです。類型で言うとそれに近いのですね。ですから、ある大学大学院機械工学を専攻したら、当然機械工学の学生である以上、四つの基本的な力学は習得していますよね、ということが社会が考える前提なのです。ところが、現実はずしもそうならないわけです。機械工学の博士を出て、熱力学を知らない学生が出ているわけです。そういうことが困る。ですから、大事なことはやはりこの教育に関する質保証というのは、私の言葉で言うと、thresholdなのですけれども、ミニマム保証、そういう意味の保証、そういうふうにしちんとしたほうがいい。より上位に関して、規制をはめるという考え方は私は持っていませんし、ご指摘のように有害だと思います。

○相澤議員 これは、大学の評価というところで、大きな議論であったわけですが、日本の評価制度は、何かを分類するだけの評価ということになりがちなのです。現在、文部科学省で検討している分野別の質保証制度の出てきた背景は、専門職大学院の質保証をどうするかという問題から出てきたというように理解しております。その意味は、特にアメリカ等でビジネススクールのそれぞれのクオリフィケーションが制度化されているわけです。これは民間がそういう評価を行うわけです。そのそれぞれの専門職大学院がどの水準にあるかというのは、常に、それこそ先ほどの社会側と十分なやり取りの中から、ただその質保証はそれぞれの専門職大学院がさらに高い水準に行くガイドをする役割でもあるわけです。そういうような高循環の評価制度でないと、なかなか実際には機能しないわけです。ここで言っているのは、そういうことを意図したものはあるのですが、先ほど来のご指摘のところを少し反映して修正するようにしたいと思います。

○今榮議員 そういう意味では、文科省で今努力されているようではありますが、大学の情報公開をして、そうしますとどういう教育をして、どういう人材がどういうところに行っているか。そういうことを社会の人が見て、入学者もそれを見て先ほどおっしゃった大学の淘汰というのは自然にできると。ですから、大学によっては情報公開をあまり好まないところもあると聞いておりますので、そういうのを促す。ぜひ、大学の情報公開をなささいという方向を促すようなことが文章にあればいいかなというふうに思います。

○奥村議員 (1)の最後の段落、3番目です。このほか教育面における関連施策として、と書いていますが、国立大学運営交付金及び私学助成の配分基準の見直し、これらをこのほか、という扱いは極めておかしくて、運営費交付金と私学助成がまさに高等教育の文教費のほとんどなわけです。この二つの在り方を対象に今議論しているわけなので、ここの文脈に記述が出てくるのは極めて不適切であり、まさに冒頭に書くべき、持ってくるべき対象なはずです。これは基本的な構造問題なので、ぜひ修正していただきたい。

○青木議員 ほかの議員の先生方への問いかけでもあるのですけれども、大西議員の提出されたペーパーの中に、例えば外国人研究者を20%にしましょうとかいう数値目標を設けてはどうかということを書かれていたのですけれども、そういう具体的な目標というのは今回のこの短縮版に入れるのは適当ではないという考えなのですか。

○相澤議員 今回はまだ十分にそれぞれの数値目標を設定するところまで短期間では無理かと思えますので、何が重要なアイテムなのか。それを指摘するに留めたいというふうに思います。

○中鉢議員 各議員の指摘を受けてこの後修文をされると思いますが、今日の議論の結果を受けて、一つのコンセンサスみたいなものにまとめるのがいいということもありますが、どうしても一つにまとめ切れないものについては、両論併記、ここがディスカッションポイントで、分かれるということをししないと、とんがり度の少ない平坦な提言になってしまいます。そういう点で、意思決定しなければいけない部分、総理ほか関係大臣が決定しなければいけないものは決定していただかないと困ります。このことをやはりきちんとやらずに当たり障りのない平均的なことをやっていくと、どこが論点なのかということがはっきりしなくなります。修文上、すべてこぢんまりとまとめることではないのではないかと思います。

○相澤議員 そのご指摘はまさしく重要なところでありまして、先ほど来ご議論いただきました国家戦略としての目標、この3本柱が今回の国家戦略会議で検討していただく提言というふうに理解しております。ですから、先ほど来、3本柱については基本的には共通の認識に立っていただいたというふうに思いますので、ここを先ほど来の修文を施した上で、ここを中心とする。この重点的取組というのは、その国家戦略の目標として掲げたことの中身としては、どういうことが入っているのかなという参考資料ということでの位置づけになるのではないかと思います。

○奥村議員 前のページの1番の問題の所在のところなのですが、大学院を中心とする、という書き出しになって、ここにいきなり大学院が出てくるのはおかしいのではないかと思います。さっきご指摘があったとおりなのですが、さらに一言付け加えると、やはりこれまでの大学院、大学教育と研究が明確に分離されていない、ことが問題ととらえます。大学、大学院の設置目的は明確に教育と目的の異なる二つの目的がある。人材教育とそれから研究であるということをきちんと分離して二つの目的があることをこの際きちんとすべきだろうと思います。日本は教育研究という言い方をして、研究の中に教育を取り込むとかいう格好にして教育の目的を曖昧にしています。教育はあくまでも人を育てることが目的なのです。研究というのは事を対象にしています。しかもモチベーションは先生ご自身の研究に対するマインドです。アウトプットも全然違うわけです。ここを明確にアウトプットの違うものを実は教育と研究は同じプロセスだというような言い方をされてきた面が極めて強い。やはり原則が曖昧になっているということは結果、教育をややもすると軽視するという風潮

を生んできている。したがって、問題の所在のところにやはりそのことを明確に今回うたうべきであると、二つの目的があってそれぞれ違うということを確認にうたうということが重要だろうと思います。

○平野委員 ある意味で奥村議員のおっしゃることはわかるのですけれども、もちろん高等学校、大学学部レベル、ひよっとしたら大学院修士レベルまではある意味で教育と研究というのは分かれるかもしれませんが、博士課程レベルとか、専門レベルでの教育、人材育成といったときに、物事の本質を究める態度というものを次の世代に受け継いでいく必要があるわけです。そうしないと、物事の本質は何かということを見究める能力を育てるということは単なる教科書的な教育、あるいは知識の伝授では伝わらないと思います。一つの狭い領域であっても、研究を通じて実践的に物事の本質を究めるというその姿勢、それが非常に重要で、どんな分野に行っても、いろいろなことは知識で知っているけれども、そのものの本質は何かということを見究めなければ何もできません。

もちろん高校、大学の学部で多様な教育を受けているという前提のもとで専門教育があるわけです。その点に少し気をつけないといけないと思うのです。

○奥村議員 私は先生と違うことを申し上げているつもりは全くありません。ですから、そういうプロセスで、そういうことを当然行っていくということは重要なのですが、結果、卒業したドクターが経済的に自立できないというのは、これはやはり教育の失敗と言わざるを得ない。最終的には本人が自立して働ける能力を持たせることが大事なのです。結果評価としては、ですから、今、先生のご指摘になったような能力開発を研究を通して教えるというプロセスは当然あります。結果、そのドクターの人がきちんとしたところに職場を見つけられたら、それはそれでいいわけです。

ところが今の問題は、残念なことにそういうふうにして大学院を出たドクターが大勢不安定な職場にしか就職できない。これはやはり私は教育としては成功と言えないと思います。

やはりそういったドクターがきちんと自立できる能力、先ほどイギリスの例でも示しましたように、エンプロイメントに必要なタレントを持つことがドクターになっていますので、残念なことに日本ではそこはあまり強調されていないような問題意識を私は持っております。

○相澤議員 表現ぶりなのですが、教育と研究を分離することが重要なわけではなく、最高水準の研究の場で、最高水準の教育が行われるということが大学であるわけなので、そのところで教育が多少弱体化しているというか、そのところが問題がかなりあるということなので、分離することを目的というよりも、そういうようなところの。

○奥村議員 私には異論があります。おっしゃっている意味はわかるのですが、それを曖昧にしているからこそ、結果、教育のほうで、軽視されてきたのではないかと。教育は、複数の教員で構成される専攻、学科など組織で体系的に行うべきものです。多くの学科の先生方の皆さんの合意とご尽力のもとで初めて教育成果が出てくるわけです。学科、専攻などの存立意義はむしろ教育を行うためではないかと。研究はある意味では、それぞれの先生方ご自身のお考えで進められるわけで、組織単位ではないです。ですから、教育の問題を学科、専攻の組織機能としてはむしろ上位でとらえるべきだと思います。組織活動として進めない私は教育成果は出てこないと思います。教育こそ学科、専攻所属の教員の義務ではないですか。

○相澤議員 そういうようなところ、表現上のところを入れる形にして、教育機能をさらに強化するということに置いておきたいと思います。

○白石議員 大学レベル及び大学のそれぞれの学科レベルというのですか、そこでの相対評価の話が全然ないです。だけど相対評価をやらないと、世界最高水準なんて自分で勝手に言っているだけなので、日本の国内での相対評価と世界的に見たときの相対評価、それが先ほど奥村議員が言っていた、国立大学法人運営費と私立大学の助成補助金の全部とは言いませんけれども、あるところと連動するようにしないと、これは非常に作文としてはよくできていますけれども、あまり政策的な意味がないのではないかという気がいたしますが。

○相澤議員 研究大学のところに関しては、研究領域ごとという表現になっているところが、その反映です。

○白石議員 やはり相対評価という言葉で、絶対評価だと駄目なのです。

○相澤議員 この前のペーパーにはそれが入っていたわけなのですが、それをどうでしょう、国家戦略の目標の部分のところに。

○白石議員 どこに入れるかは少し私も考えておりませんが。

○相澤議員 今のような話は、重点的取組のところでさっき奥村議員からも指摘があった教育に関する取組の最後のパラグラフに入っているようなところをもっと独立させた形で明確に。

○奥村議員 提案は、やはり2番目の国家目標のところに、先ほど少し私も指摘しました運営費交付金と私学助成、このあたりを持ってきて、この配分を成果、結果に連動させるというふうに明確にうたう必要があると思います。2番目の3の(1)に入るような話ではないということです。

○相澤議員 そうですね。そうすると国家戦略としての目標、今の話は1と2と両方にかかわることでは。

○奥村議員 全部なので、このカッコづきで4番目にするのではなくて、まさに3番目の最後に入れるということです。それらの成果を政策の反映としては運営費交付金の配分のところに反映させる。

○相澤議員 そうですね。マネジメント改革だけにしているけれども、ここのところを今みたいな。

○平野議員 もちろんそれは基本的には異論はないのですが、そのときに大事なものは、また最初に戻るのですが、大学という言葉で同一に全大学を扱っているところだと思います。例えば運営費交付金の問題になってきますと全体の問題になってきます。当然大学の役割は本来違うわけですよ。そういう形で上段に持ってきますと、大学全体の問題になってきます。研究型大学の問題だけで議論しているという合意でいっているのですよね。

○奥村議員 ここはやはり国家戦略なので、特定の領域とか特定の部分だけを対象ということは最初からあり得ないと思うのです。それであれば文部科学省単独の施策になるので、ここで議論すべきはまさに1兆円の運営費交付金の在り方であり、数千億円の私学助成の在り方なので、全部が対象とした前提にもの考えていく必要があるだろうと思います。そうしませんと、対象数の学生、大

学院生のボリュームが出ませんから、今の日本の教育といったときに限られた一部のエリートだけつくってもしようがないわけです。ですから、当然大きなボリュームを対象にするということになると思います。国立大学は基本的にはすべて対象になるという理解でよろしいのではないのでしょうか。

○平野議員 そうすると大学の役割、研究型の大学だけではなくて、やはり実際の現在の社会に役立つ社会人養成型の大学、教員養成型の大学、あるいは教養人養成型の大学とかいろいろそれぞれ役割が違って、それぞれがみんな重要なわけです。それは全部に運営費交付金というのがかかってくるわけですね。だから、そういう考えのもとに、そういうことを言わないと、単に全部の大学というのを一つの大学という言葉だけでひと括りにした上で、運営費交付金の再配分と言いましても、それぞれの役割が違う大学に関してそれを同一に比較するのはなかなか難しいですね。例えば研究型大学だけだったら、まだ相対評価できるでしょうけれども、役割が違うとやはり相対評価というのは違うわけですね。だから、国家戦略としてどういう役割の大学がどれだけ適正に配置されるべきなのか。そういうもとの大きな話ができますよね。そういう大きな話まで議論するのか。今は科学技術イノベーションという観点から研究型大学に焦点を当てているのですか。

○白石議員 先ほど、私は相対評価が必要だと。そのときに相対評価を運営交付金及び私学助成補助金の全部とは言わないけれども、一部に連動させる必要、そこがポイントなのですね。

○中鉢議員 2. の(1)のところの書き出し、学位に関する国際標準の質保証システムを制度化する、これは三つの読み方ができます。学位に関する国際標準化というものがあって、我が国もこういう質保証システムを制度化するという解釈が一つ。それから、我が国に質保証システムがあって、これを国際競争力を持つものに強化するのだというのがもう一つの考え方、それから全く違う、競争力の強い新たな質保証システムをつくるという、この三つの解釈が可能です。したがって、この場で何をするのかを明確にすべきです。

以前、弊社の創業者が学歴無用論というのを言いましたが、今や国籍無用論なのです。グローバル化によって、大学の評価基準と社会の評価基準がずれている状況に対して、どうしていくかが問われています。製品で言ったら不良品になります。それをどこかに引き取らせるという話ではなく、きちんと良品ができるような仕組みをつくっていかないと駄目ということです。どのように修文されるかわかりませんが、どのようにも解釈できる文章はよくないと思います。

○相澤議員 そういう意味では、今、制度があるのかないのかと言ったら、そういう意味の、あるいはそういう趣旨の制度はむしろないというふうに言ってしまったほうがよろしいのかもしれないですね。

○中鉢議員 であるしますと、文科省で着手している分野別質保証制度は一体何なのだと。このことについても手を入れるのかどうかですね。国際標準という一文が入ることで、今、文科省が進めている質保証制度と照らし合わせるのですよというふうにも見えます、この文章は。

○奥村議員 おっしゃるとおりで、検討もいろいろ進んでいるようなのですけれども、それぞれ思惑があったりして、聞くところによると「遅々として進んでいる」という話も伝わってきています。したがってそういう議論のみをやっても改革は遅いので、先ほど私が提案したように、結果としての教育成果は社会が評価するという仕組みにするほうが早い。そのことを明文化していただき

たいということなのです。具体的には前にも少し一例として提案したように、ある専攻や系の学位取得者が正規の職につけたら、その比率でその後の運営費交付金を比例配分する。例えば20人のドクターが出て、20人がきちんとした正規の職位につけば、これは結果としてその専攻の教育は社会から一定の信任を得ているということになりますし、20人のドクターが出て、数人しか正規に就職できないということであれば、どこかに教育上の欠陥があると言わざるを得ないわけです。大事なことは大学、大学院の教育成果を社会が評価し、大学内部ではそうした結果も踏まえて自主的に改革努力してくださいということが主旨なのです。教育成果は社会が評価するということは、実は昔から実績を踏まえて慣習的にされてきているのですけれども、そのことをここで明文化することが、重要ではないかと思えます。

○相澤議員 だんだん難しくなってしまったのですけれども、先ほどの中鉢議員に対するお答えとしては、ここで書かんとしているような質保証システムは制度的にはまだないというふうな立場でそういう制度化をするというふうにここで言い切っておいて、この分野別質保証制度の検討のことは書かないでおいたほうがいいのかもかもしれません。この内容が、本当にこういう目的に合うのかどうか分かりませんので、ですから、国家戦略としての目標は先ほどのようなことで修文はするものやはりこれを質保証するという、これをしっかりと制度的にもするのだというところに留めたいと思えます。

それでは、問題の所在のところについては、先ほど来のご指摘のとおり修文し、国家戦略としての目標のところも修文して、表現がなかなか難しいのですが、(3)のところ国立大学運営費交付金その他のところを組み込んだ形での表現にするというふうに工夫させていただきます。そして、3.については、先ほど来のところで最後まで十分にご議論していただいておりますが、これは国家戦略の理解を促すために例示として挙がっているというぐらいの意味で、この一つ一つについてここで検討した上で出しているという位置づけではないというふうにさせていただきます。そういうような形でまとめまして、至急また開示させていただきたいと思えます。

○園田政務官 ありがとうございます。方向性としては、今回、先生方にご議論をしていただいているのは、今までそれぞれの機関、中心は文部科学省を中心として議論をしていただいたところでございます。恐らく先生方、現場の先生方も含めて、実行されているかどうか。あるいは問題の所在はきちんと明確にはなっている。でも、それをどういうふうに解決してきたのか。それに対する取組はどうであったのかという部分がまだきちんと明確にされていなかったが故に、今回、こういう形で国家戦略会議の中で、明確に目標として政府ないし政治がこういう方向性を持つべきである、持たなければいけないのだということを先生方からのご提言を受けて、明確にさせていただくというのが本来の目的、今回の議論のそもそものスタートでございました。したがって、そういう点においては本当にこういう形で絞って明確にさせていただく、そしてそれを今度の国家戦略会議の中で、総理を初め明確に皆さんの意識の中にきちんとインプットされ、そしてそれが実行に移されていくというところに結び付けていく形の提言になろうかなと思えますので、論点は当然ながら大学という大きな改革と言いますか、全体の改革を見据えたならば、さまざまな論点が出てくるのは当然でありますし、まだまだやらなければいけない、手をつけていかなければならないところは多々あると認識させていただいております。その上で、この科学技術イノベーションを支える人材の育成をいかに高度化していくか、育てていくか、そして研究も当然進めていくかということにおける目標と取り組むべき視点というような形で整理していただけるのかなと受け止めさせていただいた次第でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○相澤議員 それでは、先ほど来のご議論を反映した形で、修正したものを開示させていただきます。そして、その内容でまとまれば、これを有識者議員の連名のもとに国家戦略会議のほうに提言するというふうにさせていただきたいと思いますが、その進め方についてはいかがでしょうか。そういう進め方でよろしいでしょうか。

それでは、タイミング的に次の政務三役と有識者議員の会合のところで、そこでファイナルなものアプルーブしていただいて、その次のプロセスに移るという形にさせていただきます。

それから、今後ですが、まだ日程等についてはこれからであります。この人材育成についての議論は継続的に行って、今回、国家戦略会議の提言の中に含まれない部分もあるかと思っておりますので、これを総合科学技術会議の本会議で、総理の前で議論をさせていただくということで進めさせていただきたいと思っております。タイミング的にはどういう位置づけになるかというのは少しこれからの問題かと思っておりますが、そういう形で進めさせていただきます。

それから、もう一つは、国家戦略会議のほうで、総合科学技術会議に投げかけられている問題があります。それは第4期科学技術基本計画の中に、人材育成に関するいろいろな項目が設定されております。そこについては、工程表を策定して、国家戦略会議のほうに戻すようにというところがあります。これは基礎研究と人材育成の部会のほうで具体的に案を策定していただいて、この会議で全体的にまた議論して対応したいと思っております。そのプロセスが5月の間に進まなければならないということになるかと思っております。

○事務局 事務局のほうで、少し補足でございます。ただいま相澤先生のほうがお話しされたようなタイミング感かと思っておりますが、国家戦略会議のほうに投げかけられた宿題、これはただいまございましたとおり技術開発等を担う人材の育成強化をやってください。それから、ここでございますように、教育システム改革というものは、もう少し早いタイミングで文科大臣のほうに投げられておりますので、今、相澤先生のおっしゃったようなタイミング感をもってまず第1弾を投げ、それから本会議、あるいは6月中の基礎研究部会を踏まえて、議論していくということではございますが、国家戦略会議全体は実は人材育成の話、イノベーションの話、そして経済改革、こういった大きな話の中で国家戦略が語られております。本日ご議論いただいたようなお話、これは恐らく従前から、かなり深く課題が投げられ、そういうものが改革されてないという、言葉を変えれば第3期の基本計画、あるいは第2期の基本計画、ずっと従来あった問題を根底にはらんでいる問題かと思っておりますが、もう一つこのタイトルでございます今回第4期の基本計画で、まさに国家戦略会議がやっている「科学技術イノベーションを支える人材」ということで、科学技術の人材、あるいは教育の人材、経済界の求める人材、それだけではなくて、「科学技術イノベーションというものを支える人材像」という観点は恐らく国家戦略会議から指摘された宿題の中でも明示的に読めませんし、そういった視点というのは恐らく国家戦略会議だけでもできないし、文部科学省だけでもできないし、ここでしかできない。科学技術にとどまらずイノベーションまで含めた人材という、新しい視点が、まさに第4期の基本計画のひとつのポイントでもあり、総合科学技術会議でしかできない、そして国家戦略に投げかけるべきもののひとつかもしれません。

今、縦割りですべての宿題を見ますと、第3期の基本計画と同じような宿題をいただいているということなのですが、多分それとは違う、グローバルなことをやっていくとイノベーションをやりとげる、というための、一省庁ではできない、また単に経済界、産業界との対話だけでもできない何か。そういう意味では、新聞報道でもございましたように、今週も古川大臣が出席し、文部科学大臣も出席し、経済産業大臣も出席された産業界との対話というもの、平野総長も出られた対話というものもございました。ただ、「科学技術イノベーションをやりとげる」ためにそれだけでいいのだろうかという投げかけ、これは第4期の基本計画でまさに総合科学技術会議が新しく投

げかけたもの、あるいは来週開始される戦略協議会、こういったものの新しい議論の核になるもの
のひとつかと思います。そういった新しい、科学技術イノベーションという視点というものも、今
後の本会議、あるいは6月の工程表といったもののなかで、総合科学技術会議らしく投げかけてい
くこともありうるのではないか、新しい第4期の基本計画との関係では出てくることもありうる
ということで、補足させていただきたいと思います。

○相澤議員 それでは、ただいまのようなスケジュール感をもって進めさせていただきます。それで
は、本日の国家戦略の視点から見た科学技術イノベーションを支える人材育成の議題は終了させて
いただきます。

議題2. 平成25年度科学技術関係予算の重点化について

(平成25年度予算編成プロセスに関する内容であるため非公開)

(以上)